

# 暮らしの安全・安心三二情報

## 1 緊急のときは

### [1] 警察、救急車、火事



\*「110」と「119」は24時間いつでも無料でつながります。携帯電話からもかけられます。  
 公衆電話ではお金もテレホンカードも必要ありません。

\*「110」「119」に電話をするときは、「10 緊急時の日本語」の表現を参考に、ゆっくり、大きな声で話してください。  
 日本語で説明できないときは、日本語を話せる人に頼みましょう。

\*各地域には、緊急のときのための、休日・夜間診療所があります。

### [2] DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親密な関係の間で、身体的暴力・精神的暴力がある場合は、一人で悩まずに相談窓口や警察に相談しましょう。

- a. 兵庫県女性家庭センター ☎078-732-7700 (日本語のみ)
  - b. 兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター ☎078-382-2052 (日、英、中、ス、ポ)
  - c. NGO神戸外国人救援ネット ☎078-232-1290 (日、英、中、ス、ポ、タ) 相談日: 金曜午後
- \*b、cは一般的な生活相談も受け付けています。

## 2 自然災害

### [1] 地震・津波

日本は地震が多い国です。そして、沿岸部では地震のあとに津波が来ることがあります。

被害を最小限にとどめることができるよう、次のことに心がけましょう。

- ①地震が起こったときは、まず家の中の安全な場所に避難します。  
 外出中の場合は、屋根瓦や看板、ブロック塀などの落下物に気をつけましょう。
- ②揺れが止まったら、火事が起こらないよう、使用中の調理器具や暖房器具を消します。
- ③地震のあとには、津波や余震の危険があるので、ラジオやテレビなどで震災の状況を確認しましょう。  
 津波が来るかもしれないときは、一刻も早く海から離れて高台(高いところ)に避難しましょう。



多言語FM放送局: FM CO・CO・LO [76.5MHz]

FMわいわい [77.8MHz]

④場合によっては近くの避難所へ避難しましょう。また避難所の場所がわからない場合は、あらかじめ市・区役所、町役場に聞いておきましょう。

☞ 避難所:

### [2] 台風・大雨・洪水・土砂災害(がけ崩れ、地滑り、土石流など)

日本では夏から秋にかけて台風が多く、強風や大雨で、洪水や土砂災害などの被害が出ることがあります。

次のことに心がけましょう。

- ①台風が接近したときは、気象情報に注意し、雨戸やシャッターをしっかり閉めましょう。
- ②停電に備えて、ろうそくや懐中電灯、携帯ラジオを用意しておきましょう。
- ③避難勧告や避難指示があった場合は、近くの避難所へすみやかに避難しましょう。



※日:日本語、英:英語、中:中国語、韓:韓国・朝鮮語、ス:スペイン語、ポ:ポルトガル語、タ:タガログ語、ベ:ベトナム語

### [3] 雷

厚い雲で周りが暗くなり、「ゴロゴロ」と雷の音が聞こえたら、雷が落ちる可能性があります。すぐに建物の中など安全な場所に、できるだけ低い姿勢で避難しましょう。木のそばは危険ですので離れてください。傘をさしてはいけません。

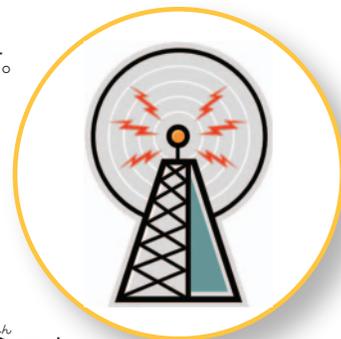
### [4] 竜巻

竜巻は猛烈な風が吹き、建物などを一瞬で破壊し、自動車などを空中に巻き上げてしまうこともあります。雷や雲、急な風の変化に注意して、積乱雲(大きな雲)が近づいてきたら、頑丈な建物や地下に避難しましょう。

### [5] 気象警報・注意報

災害が起こるかもしれないとき、気象庁が注意報、警報、特別警報、緊急地震速報を発表します。次の方法で発表を知ることができます。

- ①ラジオやテレビの放送
- ②「177」に電話して聞く(日本語)
- ③市・区役所、町役場からのお知らせ(防災無線など)



### [6] 災害への備え

災害に備えて、日頃から緊急用の水や食料、薬、懐中電灯、携帯ラジオなどを準備しておくことと安心です。

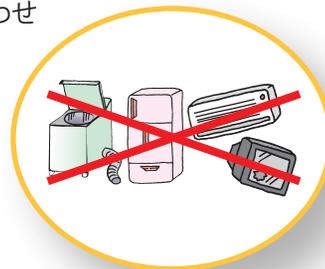
パスポート、在留カードもすぐに取り出せるようにしておきましょう。

「ひょうごEネット」(<http://bosai.net/e>)に携帯電話のメールアドレスを登録すると、緊急気象情報や避難情報などが届きます。あらかじめ登録しておきましょう。(英、中、韓、ポ、ベ)。日本語の「ひょうご防災ネット」(<http://bosai.net/>)もあります。また、ハザードマップで災害時に危険な場所を確認しておきましょう。ハザードマップについてはお住まいの市・区役所、町役場へお問い合わせください。

## 3 暮らしの情報

### [1] ゴミの出し方

- ①家庭の一般ゴミは、お住まいの市役所、町役場が収集します。なお、ゴミの分類や出し方は、地域によって異なりますので、近所の人に聞くか、お住まいの市・区役所、町役場へお問い合わせください。
- ②エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機はゴミ捨て場に出してはいけません。買ったときのお店か、新たに購入するお店に引き取りを依頼してください。詳しくは、市・区役所、町役場へお問い合わせください。
- ③パソコンを捨てるときは、パソコンメーカーに連絡してください。



### [2] 住宅

- ①民間の借家やアパートを探すときは、不動産業者を利用します。紹介手数料は、その物件の1か月分の家賃相当額が相場となっています。
- ②敷金とは、賃貸借契約を結ぶときに家主に預けるお金で、家賃の1〜3か月分が相場となっています。これは、退去するとき、家賃の未納分や家の修理などに使われ、残りがあれば返ってきます。
- ③礼金とは、賃貸借契約を結ぶときに家主へ支払う謝礼金で、退去しても返ってきません。
- ④都道府県や市町には、住宅に困っている人のための公営住宅があります。募集時期が決まっているので、お住まいの市・区役所、町役場などへお問い合わせください。



### [3] 電気、ガス、水道

利用するときは、次のところへお問い合わせください。

- ①電気:関西電力(株) ②都市ガス:大阪ガス(株) ③プロパンガス:プロパンガス販売店
- ④水道:お住まいの市・区役所、町役場

### [4] 多言語生活情報

次のホームページでは、13言語で生活情報を提供しています。

<http://www.clair.or.jp/tagengo/>

## 4 教育

### [1] 子どもの教育

- ①日本の学校制度は、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間(短期大学は2年間)となっています。ほとんどの学校は、4月から新年度が始まります。
- ②年齢(満6歳~15歳)の子どもは、小・中学校に入学または編入できますので、お住まいの市・町教育委員会にお問い合わせください。  
参考:子ども多文化共生センターのホームページに兵庫県教育委員会が作成した就学支援ガイドブック(11言語)を掲載しています。  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/ukeire/ukeire.html>

### [2] 日本語の学習

- ①HIA外国人県民対象日本語講座(兵庫県国際交流協会 多文化共生課 ☎078-230-3261)
- ②その他の地域の日本語教室  
次のホームページでは、兵庫県内の「日本語教室リスト」と「子ども支援教室リスト」を10言語で提供しています。  
<http://www.hyogo-ip.or.jp/>

## 5 医療

### [1] 医療費

医療保険に加入しないで医療機関にかかる場合、医療費は全て自己負担となりかなり高額になります。公的医療保険には、勤務先で加入する健康保険とお住まいの市・区役所、町役場で加入する国民健康保険の2種類があります。

### [2] 多言語問診票

次のホームページでは、多言語に翻訳した問診票を提供しています。  
<http://www.kifjp.org/medical>

### [3] 外国語で対応可能な医療機関

「兵庫県医療機関情報システム(Search by English)」を使って、外国語で対応可能な医療機関を探すことができます。

[http://www.hyogo-ip.or.jp/living\\_guide/](http://www.hyogo-ip.or.jp/living_guide/)からリンクしています。

### [4] 医療通訳

神戸市立医療センター中央市民病院、神戸市立医療センター西市民病院、西神戸医療センターでは通訳を予約することができます。日本語のわかる人を通じて病院にお問い合わせください。(完全予約制・有料)



## 6 社会保障

日本の社会保障制度は、大きく分けて、社会保険と労働保険があります。

- ①社会保険:医療保険、介護保険、年金保険
- ②労働保険:労働者災害補償保険(労災)、雇用保険(失業したときのための保険)

## 7 労働

ハローワーク神戸(☎078-362-8610)とハローワーク姫路(☎079-222-4431)の「外国人雇用サービスコーナー」では英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語(姫路のみ)で就職の相談や求人情報の提供が受けられます。

※言語により相談日が違います。

# 8 在留カード

## [1] 在留カード

在留カードは、適法な在留資格で在留する中長期滞在者に交付される証明書です。短期滞在の在留資格の人などには交付されません。

## [2] 入国管理局での手続

住所以外の記載事項に変更があったときの届出や在留カードの申請は大阪入国管理局神戸支局または姫路港出張所です。在留カードには届出や携帯の義務があり、守らなければ罰金などの対象になることもありますので、気をつけましょう。

入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013904  
[IP電話、PHS、海外☎03-5796-7112] (日、英、韓、中、スなど)

## [3] 市・区役所、町役場での手続

住所の手続(住所の届出、転出届、転入届、転居届)はお住まいの市・区役所、町役場です。そのときには在留カードを持っていきましょう。

# 9 外国人県民相談窓口

兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター ☎078-382-2052 (日、英、中、ス、ポ)

次のホームページでは、10言語で外国人県民相談窓口リストを提供しています。

<http://www.hyogo-ip.or.jp/>

# 10 緊急時の日本語

日本語	日本語の発音	(意味)
私の名前は〇〇です。	Watashi no namae wa 〇〇 desu.	
住所は〇〇です。	Jusho wa 〇〇 desu.	
私は今、〇〇にいます。	Watashi wa ima 〇〇 ni imasu.	
ここは〇〇の近くです。	Koko wa 〇〇 no chikaku desu.	
電話番号は〇〇です。	Denwa bango wa 〇〇 desu.	
泥棒です。	Dorobo desu.	
交通事故です。	Kotsu-jiko desu.	
火事です。	Kaji desu.	
けがです。	Kega desu.	
病気です。	Byoki desu.	
〇〇が痛いです。	〇〇 ga itai desu.	

※日:日本語、英:英語、中:中国語、韓:韓国・朝鮮語、ス:スペイン語、ポ:ポルトガル語、タ:タガログ語、ベ:ベトナム語

## ひょうご国際交流団体連絡協議会

### [事務局]

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 IHDセンター2F 兵庫県国際交流協会内  
TEL:078-230-3267 FAX:078-230-3280 <http://www.hyogo-ip.or.jp/hcia>

※ホームページにこのリーフレットを10言語で掲載しています。

制作協力:NPO法人多言語センターFACIL

発行:2014.3